

AD-EDIT 利用許諾契約書（法人契約）

有限会社のれんずプロ（以下「甲」とする）は、□□□□□□□□□□□□□□□□（以下「乙」とする）に対し、甲の著作物である AD-EDIT ならびに、これに付随する解説書等の文書類（以下「本ソフトウェア」とする）についての使用権を以下の条項に従い許諾します。

第1条 ライセンス契約の対象となるソフトウェア

- (1) AD-EDIT ver.2.0.0 ~ ver. 4.9.9
- (2) 上記に付随する甲作成のプラグイン及び追加モジュール

第2条 使用権の範囲

乙は、本契約に基づき以下のことを行うことができます。

- (1) 本ソフトウェアを利用したウェブサイトの作成
- (2) 本ソフトウェアの翻案および複製
- (3) 本ソフトウェアを翻案したプログラムの再頒布
- (4) 本ソフトウェアを翻案したプログラムのソースコードの再頒布

第3条 契約の発生

第2条により定められた乙の権利は、乙がライセンス料を甲に支払い、甲の押印のある利用許諾契約書の発行をもったときから発生します。

第4条 翻案権（改造権）の範囲

乙は、本契約書に基づき、本ソフトウェアを翻案し、改変することができます。但し、ソフトウェアを改変する場合は、以下の事項を遵守する義務があります。

- (1) 改編のもととなった本ソフトウェアの名称およびバージョンをソースコード内に記述すること
- (2) その上で、乙の名称ならびに改変バージョンを追記すること
- (3) 改変したソフトウェアには機能の追加や削除が行われており、改変前のオリジナルと同等のものであってはならない
- (4) 翻案し、改変したソフトウェアについて、甲の名称を一切記述してはならない
- (5) 翻案し、改変したソフトウェアの問合せ窓口はすべて乙とすること

第5条 再販売

本ソフトウェアの再販売について、乙は、甲の承認なく本ソフトウェアを自由に利用し、かつ利用者に対して自由に再販売を行うことができます。但し、ライセンス料として下記に掲げるライセンス料金を下回ってはいけません。

1 サイトライセンス料=¥12,000 以上（本体価格、税別）

第6条 オリジナルの再販売ならびに再頒布

本ソフトウェアの再頒布について、乙は本ソフトウェアを改変しない場合に限り、再頒布を行うことが出来ます。但し、改変を行ったソフトウェアについては、第4条に掲げる内容に沿って、頒布する必要があります。

第7条 禁止事項

- (1) 乙は、甲の承認なしに本ソフトウェアのプログラム等および乙が改編した部分のプログラム等について特許権および著作権等、知的所有権の権利登録の一切を禁じます。ただし、本ソフトウェアのプラグインや、追加モジュールを除きます。
- (2) 乙は、本ソフトウェアのプログラム、および、これに派生するプログラムをスパム行為などの不正、また、著作権侵害やサイバーテロなどの不法な目的で利用することはできません。また、不正な目的に利用されることを知った上で、第三者に再頒布することも禁じます。

第8条 契約の終了

乙が本契約の各条に違反した場合、甲は乙に対し、甲が提供した本ソフトウェアの利用の権利を対価の支払いなしに終了させることができます。

第9条 免責

乙は、自らの責任において本ソフトウェアを利用するものとし、甲は、本プログラムが支障なく作動すること、動作及び内容について瑕疵が存在しないこと、また、第三者の権利を侵害していないことについて一切の保証を行わないものとし、

また甲は、本ソフトウェア、及び乙が改変したプログラムの利用により乙及び第三者に生じたいかなる損害の賠償の責も負わないものとし、

第10条 協議

甲及び乙は、本契約に定めのない事項、又は本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、誠意をもって協議し、すみやかに解決するものとし、

第11条 準拠法および紛争

本ライセンス契約は、日本国の法律を準拠法とし、那覇地方裁判所を唯一の管轄裁判所とします。

有限会社 のれんずプロ
沖縄県那覇市曙 2-25-39-201 ヤビク商事ビル
TEL. 098-860-7500 FAX 098-860-7500
<http://www.norenz.net/>